

国立大学法人東京医科歯科大学における教員個人評価に関する規則

平成21年3月31日
規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学における中期目標、中期計画に基づき、個人の自己点検評価を基本とした個人評価（以下「個人評価」という。）に関し必要な事項を定める。

(個人評価の実施及び目的)

第2条 個人評価は、前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの1年間（以下「評価対象期間」という。）の評価を毎年実施する。ただし、評価対象期間の1年間の実績では客観的な評価が困難な場合は、評価対象期間を含む過去3年以内分の活動実績を考慮して評価を行うことができる。

2 前項の評価は、教員が東京医科歯科大学の目標、計画を達成するために行う教育、研究、診療、管理・運営、社会貢献、産学連携に係る諸活動の状況について、自律的な点検、評価を定期的実施することにより、教員個人、部局等及び本学全体の諸活動の改善、活性化を図ることを目的として実施する。

(被評価者及び評価者)

第3条 個人評価の対象（以下「被評価者」という。）は、次の各号に掲げる職名とする。

(1) 常勤の教授、准教授、講師及び助教

(2) 特任教員、寄附講座等の教員、プロジェクト教員及びジョイントリサーチ講座等の教員
(以下、「特任教員等」という。)

2 個人評価は、原則として被評価者の所属する国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（2004年規程第1号）第4章及び第6章に規定する組織（学科及び教授会を除く。以下「部局等」という。）の長が行う。ただし、大学院医歯学総合研究科においては、被評価者の所属（医系又は歯系）を判断し、研究科長又は副研究科長が行う。

3 教員数が少ない部局等における個人評価は、当該部局等又は被評価者と密接に関連する他の部局等において実施することができる。

4 部局等の長（以下「評価者」という。）の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

5 教員が兼務する副学長、副理事、副機構長又は学長補佐の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

6 第1項の規定にかかわらず、評価期間の末日において被評価者として引続く在職期間が1年未満の者又は被評価者としての評価対象期間から、休職、育児休業（育児部分休業を含む）、介護休業（介護部分休業を含む）、自己啓発等休業、配偶者同行休業、病気休暇、産前・産後休暇、欠勤及び停職を除く、現に本学に勤務した期間（以下、「勤務期間」という。）が6か月未満の者は、個人評価の対象外とする。ただし、第1項2号の被評価者のうち、被評価者としての勤務期間が6か月以上の者については、個人評価の対象とする。

- 7 被評価者が評価対象期間の一部において国立大学法人東京医科歯科大学職員研修規則（平成16年4月1日規則第44号）第4条の2に規定するサバティカル制度（以下、「サバティカル制度」という。）を利用している場合、被評価者と評価者とで協議のうえ、評価対象期間内におけるサバティカル制度を利用していない期間の実績により評価を行うことができる。
- 8 前項の規定により評価を実施しない場合、または被評価者が評価対象期間の全部においてサバティカル制度を利用している場合、被評価者と評価者とで協議のうえ、第2条第1項の規定により、評価対象期間を含む過去3年以内分の活動実績を考慮して評価を行うことができる。
- 9 前項までの規定にかかわらず、第1項2号に定める教員に対する個人評価については、評価者の判断により実施しないものとするができる。

（被評価者の役割）

- 第4条 被評価者は、教育、研究等の活動状況を各評価領域の評価項目に照らして分析のうえ自己評価書（別紙様式1）を作成し、評価者の指示により提出する。
- 2 被評価者は、評価結果に基づき次期評価対象期間以降の活動の改善を行うこととする。

（評価者の役割）

- 第5条 評価者は、個人評価を実施し、評価結果を被評価者へ通知する。
- 2 評価者は、必要に応じて被評価者の活動状況の改善のための指導及び助言を行う。
 - 3 評価者は、部局等における個人評価の結果を総括し学長に報告する。
 - 4 評価者は、特任教員等の評価を行うにあたって必要と認めるときは、当該評価に関係する者の意見を聴くことができる。

（個人評価委員会）

- 第6条 部局等において評価者が行う個人評価を補助する組織（以下「個人評価委員会」という。）を置くことができる。
- 2 個人評価委員会に関し必要な事項は、部局等において別に定める。

（全学個人評価審査委員会）

- 第7条 部局等における個人評価の評価補助及び結果検証、年俸制教員の評価、評価に関する重要事項の審議のため、本学に全学個人評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）を置く。
- 2 評価審査委員会は、次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長が指名する常勤の理事
 - (3) その他学長が期限を定めて指名する教員
 - 3 評価審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
 - 4 委員長は委員会を召集し、これを主宰する。
 - 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員をもって委員長の職務を代行することができる。
 - 6 評価審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の全員一致を

もって議決する。

- 7 委員長は、部局等における個人評価結果を検証し、必要に応じて改善を命じる。
- 8 評価審査委員会は、学長が評価結果を調整・変更する際には意見することができる。
- 9 委員長は、部局等における個人評価結果の検証業務を補助する教員を期限を決めて指名することができる。
- 10 委員長が必要と認めるときは、評価結果審査に関係する評価者、被評価者又は前8項で指名した教員を出席させ、意見を聴くことができる。

（教員個人評価異議申立て委員会）

第8条 個人評価結果に対する被評価者からの異議の申立てへの対応のため、本学に教員個人評価異議申立て委員会を置く。

- 2 教員個人評価異議申立て委員会は次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 学長が指名する理事
 - (2) 学長が指名する副学長
- 3 教員個人評価異議申立て委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を召集し、これを主宰する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員をもって委員長の職務を代行することができる。
- 6 教員個人評価異議申立て委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席した委員の全員一致をもって議決する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、当該評価に関係する者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 8 委員長は、被評価者から異議の申立てがあったときは、すみやかに教員個人評価異議申立て委員会を開催し、学長並びに被評価者及び評価者に異議の申立てに対する審査結果を通知する。
- 9 個人評価異議申立て委員会による審査結果が再評価相当である場合、学長は全学個人評価審査委員会に意見を求めた上で再評価を行い、すみやかに当該被評価者及び評価者に再評価結果を通知するとともに、その内容を教員個人評価異議申立て委員会に報告する。
- 10 個人評価異議申立て委員会への異議申立ては、個人評価結果ごとに1回限りとする。

（個人評価の方法）

第9条 個人評価は、被評価者が作成する自己評価書及び諸活動の実績データ（以下「根拠データ」という。）に基づき、別に定める評価基準により行う。

- 2 根拠データの項目、記載方法、自己評価書の提出方法等は、部局等において定める。

（個人評価の手順）

第10条 被評価者は、評価実施年度の10月末日までに、評価対象期間の自己評価書（各評価領域に係るウエイト付けを含む）を作成し、根拠データとともに評価者に提出する。なお、被評価者は、自身が所属する分野・診療科等の長（以下「上長」という。）の承認を得て、別に定める各評価領域に係るウエイト付けを行うものとする。但し、自身が上長である場合又は上長が欠員等である場合にはこの限りでない。

- 2 評価者は、提出された自己評価書及び根拠データに基づいて評価を実施し、翌年3月末日ま

で評価結果を被評価者に通知する。

- 3 評価者は、前項の評価の実施にあたっては、必要に応じて被評価者から意見を聴取することができる。
- 4 評価者は、当期又は次期において、被評価者が惹起した不適切な行為の影響を踏まえて評価結果を査定することができる。
- 5 評価者は、個人評価の結果を部局等個人評価報告書（別紙様式2）として取りまとめ、学長に報告する。
- 6 学長は、評価者より部局等評価報告書の提出を受け、評価審査委員会に意見を求めた上で、評価結果を調整・変更することができる。
- 7 前項において評価結果を調整・変更した場合には、理由を添えて評価者に個人評価結果調整通知書（別紙様式3）を通知する。
- 8 被評価者は、評価結果の通知の日の翌日から起算して10日以内（国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号）で定める休日を除く。）に教員個人評価異議申立て委員会に対し異議の申立てを行うことができる。
- 9 学長は、評価者から報告された個人評価結果を検証し、教育研究評議会に報告する。
- 10 学長は、必要に応じて評価者または被評価者から評価結果について意見を聴くことができる。
- 11 学長は、前2項に関する業務または補助業務を評価審査委員会の構成員に指示することができる。

（ウエイト付けに係る措置）

- 第10条の2 前条第1項に定める各評価領域に係るウエイト付けについて、被評価者は、上長からウエイト付けに関する承認が得られなかった場合又は上長から指示のあったウエイト付けに異議がある場合には、被評価者は、部局等の個人評価委員会に申し立てすることができる。
- 2 前項に規定する個人評価委員会への申し立てについては、当該被評価者が所属する部局の担当事務を通じて行うこととする。
 - 3 部局等の個人評価委員会は、前項の申し立てがあった場合には、当該ウエイト付けについて、審議を行ったうえで、当該被評価者に係るウエイト付けを決定する。
 - 4 部局等の個人評価委員会の議を経て決定したウエイト付けについては、当該部局の担当事務より、被評価者に対して通知することとする。

（情報データベース）

- 第11条 個人評価の実施にあたって、根拠データとして東京医科歯科大学研究情報データベースを利用できるものとする。

（評価結果の利用）

- 第12条 学長及び評価者は、高い評価を受けた個人に対し、その活動の一層の向上を促すために適切な措置を行う。
- 2 学長及び評価者は、活動状況が十分でないと評価された被評価者に対し、その原因を調査するとともに、活動状況の改善について適切な指導及び助言を行う。

3 学長及び評価者は、毎年、個人評価の結果を分析し、本学または部局等における人事の適正化に活用するとともに、給与等の処遇へ反映させるなど適切な措置を行う。

(評価結果の公表)

第13条 個人に係る評価結果については、本人以外にはこれを公表しない。ただし、評価結果を集計し取りまとめたデータについては、内容を精査のうえ全学または部局等によって公表することができる。

第14条 個人評価に関わる者は、評価に関して知り得た情報について、他人に漏洩し、又は学長もしくは評価者が指示する目的以外に使用してはならない。

(学長による最終評価調整)

第15条 学長は、必要と認める場合、全学個人評価審査委員会に意見を求め、部局等の長が行う評価に対し、理由を付した上で最終評価の調整を行うことができる。

(この規則により難しい場合の措置)

第16条 この規則により難しいと認められる場合は、学長は別段の取り扱いをすることができる。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に実施する個人評価においては、第9条第1項中「6月末日」とあるのは「9月末日」と、同条第2項中「9月末日」とあるのは「11月末日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成22年年3月23日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月29日規則第70号)

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年11月13日規則第127号)

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則 (平成26年11月13日規則第133号)

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月18日規則第125号)

この規則は、平成27年5月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月13日規則第200号)

この規則は、平成27年10月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月1日規則第210号)

- 1 この規則は平成27年12月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行後最初に実施する個人評価においては、第2条第1項中「前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの1年間」とあるのは「前年度の4月1日から当該年度の9月30日までの1年6ヶ月間」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月31日規則第77号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月11日規則第146号）

この規則は平成28年10月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成29年6月21日規則第90号）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年2月14日規則第1号）

この規則は、平成30年2月14日から施行し、平成30年1月1日から適用する。ただし、改正後の第3条第5項については平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成30年9月6日規則第75号）

この規則は、平成30年9月6日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（令和2年7月16日規則第137号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第40号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日制定規則第124号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、改正後の第10条第1項の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日規則第36号）

この規則は、令和6年3月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年6月3日規則第55号）

この規則は、令和6年6月3日から施行し、令和5年10月1日から適用する。